

改定日 2024/07/05 整理番号103-130

1. 化学物質等及び会社情報

発売元	株式会社文化雑巾
住 所	埼玉県鴻巣市広田3538
電話番号	048-578-8953
FAX番号	048-578-8954
緊急連絡先	同上

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	分類できない
	急性毒性（吸入ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	発がん性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回暴露）	分類できない
	特定標的臓器毒性（反復暴露）	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分3
	水生環境有害性（慢性）	分類できない

記載の無いものは、分類できない、分類対象外または区分外。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 飲み込むと有害

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

水生生物に有害

注意書き／安全対策	ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 取扱い後には皮膚をよく洗う。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 環境への放出を避けること。
注意書き／応急処置	飲み込んだ場合：口をすすぐこと。アルカリ飲料を飲ませ、直ちに医師の診断を受けること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師の診断を受けること。 皮膚に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。 直ちに医師の診断を受けること。 汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。 眼に入った場合：直ちにまぶたを開いて流水で5分以上洗眼すること。 次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 直ちに医師の診断を受けること。
注意書き／保管	施錠して保管すること。
注意書き／廃棄	内容物、容器、廃液を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名	CAS番号	化審法	安衛法
クエン酸	77-92-9		
過ギ酸	107-32-4		
チタンフッ化水素酸(1~2%)	17439-11-1	1-319	公表
過炭酸ナトリウム(1~2%)	15630-89-4		
ホスホン酸ナトリウム(1~2%)	13598-36-2		
氷酢酸(1%未満)	64-19-7		
その他			

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
直ちに医師の診断を受ける。

- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 直ちにまぶたを開いて流水で5分以上洗眼すること。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
被災者に意識のある場合は水またはアルカリ飲料を飲ませ、直ちに医師の診断を受ける。
意識のない場合は口から何も与えてはならない。また、吐かせてもならない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 耐アルコール性泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類、水。
- 特有の危険有害性 : 火炎によって刺激性、腐食性または有毒ガスを発生することがある。
- 特有の消化方法 : 火元への燃焼源を遮断する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されている時は移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去する。
- 消防を行う者の保護 : 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 作業の際には保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
直ちに適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立ち入りを禁止する。
密閉された場所に立ち入る前に換気する。

環境に対する注意事項

- : 環境中に放出してはならない。
- 回収・中和 : 不活性材料（乾燥砂または土等）で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。
封じ込め及び浄化方法・機材：危険でなければ洩れを止める。
- 二次災害防止策 : 排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項 : 適切な保護具（手袋、マスク、保護眼鏡等）を着用すること。
取り扱い時には、液が皮膚や眼、口に付着しないように注意すること。
一度容器から出した液は元の容器に戻さないこと。
強アルカリ性物質・塩素系物質や他の洗剤類とは混合しないこと。
屋内で使用する場合は換気に注意すること。
用途以外には使用しないこと。
容器の移動並びに開封時には注意して取り扱い、漏出や飛沫の飛散を防止すること。

取り扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止すること。

接触回避 : 強アルカリ性物質との接触を避ける。

塩素系物質との混触はしない。(二酸化塩素ガスが発生する)

保管

適切な保管条件 : 直射日光、40°C以上の高温、-5°C以下の低温を避け、換気の良い冷暗所に密閉、施錠して保管する。
食品、飲料水、動物の餌から離しておく。
子供の手の届かない場所で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : この製品を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

管理濃度 : 設定されていない。

許容濃度 : 設定されていない。

保護具 : 適切な呼吸器保護具／保護眼鏡／保護手袋／保護衣を着用する。

9. 物理的及び科学的性質

外観（物理的状態、形状、色など）

形状 : 液体
色 : 赤色透明
pH : 2.5~3
粘度 : データ無し
沸点 : 100°C
融点 : データ無し
自然発火温度 : 不燃性物質
臭い : データ無し
溶解度 : 水に任意に溶解
引火点 : なし

10. 安定性及び反応性

安定性 : 常温及び通常の保存条件下で安定。

危険有害反応性 : 塩素系物質と反応し、二酸化塩素ガスを発生する。

金属類、鉱物を含有する陶磁器とは表面反応を起こし、変色する。

避けるべき条件 : 直接日光、40°C以上の高温、凍結の恐れのある環境。

混触危険物質 : 塩素系物質と混触すると二酸化塩素ガスが発生する。

危険有害な分解生成物 : 高温にすると含有成分が放送出する。

その他 : 情報なし

1.1. 有害性情報

急性毒性 : 経口：ラット LD₅₀=1500mg/kg (IUCLID, 2000) 区分4とした。

経皮 : データ不足のため分類できない。

吸入 : データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性及び刺激性 : 製品についての情報：重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 区分1

成分についての情報：フッ化水素酸が1%以上含有されているので区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分1の成分を1%以上含むため区分1とした。

呼吸器感作性 : データ不足のため分類できない。

皮膚感作性 : データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。

発がん性 : IARC・NTP・産衛学会に記載されていない。

生殖毒性 : データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性 : データ不足のため分類できない。

吸引性呼吸器有害性 : データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性（単回ばく露） : データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性（反復ばく露） : データ不足のため分類できない。

1.2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性） : 魚毒性(ファットヘッドミノー) LC₅₀=70.7mg/L/96H 区分3

水生環境有害性（慢性） : データ不足のため分類できない。

生態毒性 : データなし

生態蓄積性 : なし

残留性・分解性 : データなし

1.3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 産業廃棄物処理認定業者に特別管理産業廃棄物（廃酸）として委託し処理すること。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切に処理する。

1.4. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : (Class) : クラス8

国連番号 : (UN No.) : 3264

国内規制

陸上輸送 : 消防法、安衛法に定められている運送方法に従う。

海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件 : 容器の破損、腐食、漏出等がないことに注意・確認する。

転倒、落下、破損がないような積載方法、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

国内適用法令

消防法 : 該当しない

労働安全衛生法 : 第 57 条の 2 施行令 18 条の 2 別表第 9
通知対象物 (チタンフッ化水素酸)

PRTR 法 : 該当しない

毒劇物取締り法 : 該当しない

船舶安全法 : 腐食性物質 (危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)

航空法 : 腐食性物質 (施工規則第 194 条危険物告示別表第 1)

水質汚濁防止法 : 有害物質 (施行令第二条)

「チタンフッ化水素酸」

〔排出基準〕 8mg/L (F, 海域以外), 15mg/L (F, 海域)

生活環境項目 (施行令第三条第一項) 「水素イオン濃度」

〔排水基準〕 ・海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下。

・海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下。

16. その他情報

: 事故災害例なし

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありません。

何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分ご注意ください。